障がい者福祉課 からのお知らせ

問障がい者福祉課☎27-7331ໝ22 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課 吉田☎72-6082 大滝☎55-荒川☎54-2116 7336 0865

•

申請の必要はありません。 は、すでに受給されている方は、 ①~⑤の手当、医療費について

①特別児童扶養手当

20歳未満の子どもを育てている方 ※特別児童扶養手当認定診断書に 手帳1級~3級、療育手帳A ある場合は支給停止 同居の家族に一定以上の所得 られた方(おおむね身体障害者 より一定の障がいがあると認め Bをお持ちの方)ただし、 一定の障がい(※)がある

手当額(平成29年度から) 月額51,450円(▲50円)

※対象児童が児童福祉施設等に入所 している場合は受け取れません。 月額34,270円(▲30円)

I在宅で生活している市・県民税 ②在宅重度心身障害者手当 精神障害者保健福祉手帳1級 1級・2級、 非課税の方で、身体障害者手帳 象 次のどちらかに該当する方 療育手帳A·A

Ⅱ20歳未満で医療的ケアを必要と する方で、 いずれかをお持ちの方 身体障害者手帳1級

> 手当を受けていても対象 または2級と療育手帳④または Aを重複してお持ちの方 他

障がい者のための

【次の方は受けられません】 月5,000円

Ⅱ以外は、 他の手当を受けてい

社会福祉施設等に入所している方

65歳以上で新たに手帳を取得し

③障害児福祉手当

※本人または扶養義務者に一定以 介護が必要な20歳未満の方 間支給停止 上の所得がある場合は、 障がいがあるため、 定期 常時

手当額 (平成29年度から)

月額14,580円(▲20円 【次の方は受けられません】

社会福祉施設等に入所している方

障害基礎年金を受けている方

④特別障害者手当

在宅で生活している20歳以上の方 2つ以上ある方 国民年金法1級程度の障がいが 象 次のいずれかに該当する、

肢体不自由で、国民年金法1級 において常時特別な介護が必要 程度の障がいがあり、日常生活 程度の障がいが2つ以上ある方

0)

内部障がいおよびその他 国民年金法1級程度の障が 一疾患

対

市内在住で、

本人または

間支給停止

(平成29年度から)

【次の方は受けられません】 社会福祉施設等に入所している方

病院または診療所に継続して3 か月を超えて入院している方

⑤重度心身障害者医療費

身体障害者手帳1級~3級をお 持ちの方

お持ちの方

65歳以上で高齢者の医療の に関する法律の「障害認定」を

【次の方は受けられません】

在宅重度心身障害者 自動車等燃料費補助 金

時特別な介護が必要な方 精神障がい(知的障がいを含む いがあり、日常生活において常 いがあり、 国民年金法1級程度の障が 絶対安静の方 級をお持ちの方

上の所得がある場合は、一定期 ※本人または扶養義務者に一定以

上の所得がある場合は、

月額26,810円(▲20円)

次のいずれかに該当する方

精神障害者保健福祉手帳1級を療育手帳@、A、Bをお持ちの方

受けた方 確 保

65歳以上で新たに手帳を取得さ れた方(更新により新たに該当 要件を満たすようになった方を

1つあり、さらに国民年金法2級国民年金法1級程度の障がいが

動車等を自ら運転している、 ①身体障害者手帳1級、 いずれかに該当する方 居かつ同 一生計 の親族所有の 2 級、 次の 3 自

②身体障害者手帳1級、 行っている方 居し同一生計で、 級を所持する視覚障がい者と同 移動支援を 2 級、 3

③療育手帳魚、 ④療育手帳A、 Bを所持する Bをお持ちの

※秩父市福祉タクシー利用 ⑤精神障害者保健福祉手帳1級 お持ちの方 で、移動支援を行っている方 知的障がい者と同居し同一生計

補助額 車20ℓ、バイク5ℓ) (1か月の補助対象限度量:自動 されている方は除きます。 病患者通院交通費補助金を交付 使用燃料1ℓにつき50

申請方法 請求期間 を持って窓口へお越しください。 平成30年2月) は平成30年3月12 9月11日 川まで、後期分(9月~ ①各種障害者手 日別までに申請してください。 新規申請の方は次の書類 前期分(3月~8月) は

③自動車検査証または標識交付証 明書

②運転免許証

※補助金の受給資格は、 た月から発生します。 認定され



交通費補助金 難病患者通院

方で、 る方 地区在住の場合、秩父地区の病院 で難病の治療のため市外の病院等 医療受給者証のいずれかをお持ち 医療受給者証、小児慢性特定疾病 指定疾患医療受給者証、指定難病 不全のため人工透析を行っている に通院している方、または慢性腎 (吉田地区、大滝地区、荒川 市外の病院等に通院してい 特定疾患医療受給者証

> た場合、 申請方法 30年4月10日伙までに提出 日仴までに、12月~3月分は平成 休までに、8月~11月分は12月11 請求期間 にかかる距離1㎞あたり4円 自家用車を利用した場合、 次の書類を持って窓口へ 4月~7月分は8月10日 運賃の2分の1の額 電車またはバスを利用 通院

③補助金振込先口座の名義·番号 ②医療機関発行の領収書等、 ①各種医療受給者証または特定疾 お越しください。 記録を証明できるもの 病療養受療証 通院

がわかるもの

等に通院している方も対象)

※自動車等燃料費補助金を受給さ

を利用されている方は対象外 れている方、生活サポート事業



)自立支援教育訓練給付金

給します。 する場合に、受講費用の一部を支 付けるために教育訓練講座を受講 就職に必要な資格や技能を身に

②雇用保険法による教育訓練給付 ①市内に住所を有し、児童扶養手 の支給を受けていないこと 当支給水準のひとり親世帯 象 次の条件を全て満たす方

> 教育訓練給付の指定教育訓練講座等 の受講料の60%相当額を支給 ④過去に訓練給付金の支給を受け ③教育訓練を受けることが適職に 対象となる講座 雇用保険制度の 就くために必要であること たことがないこと 講座終了後に、対象講座

※講座を受講する際は、必ず、事 (12,001円~20万円を上限) ①市内に住所を有し、児童扶養手 ④過去に訓練促進給付金または修 ③仕事または育児と修業の両立が ②養成機関において1年以上のカ リキュラムを修業し、対象資格 困難であること の取得が見込まれること 当支給水準のひとり親世帯

「ちちぶ圏域認知症初期

集中支援チーム」が活動を開始し

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせ るよう秩父圏域1市4町で共同し、 「ちちぶ圏域認知症 初期集中支援チーム」を平成29年3月に配置しました。

「認知症初期集中支援チーム」は、医療や介護の専門 職で構成するチームで、認知症または認知症の疑いのあ る方や家族を訪問し、認知症の早期診断や早期対応の支 援を行います。認知症は早く気づいて対応することで、 症状の進行を遅らせたり、介護の負担を軽減することが できる病気です。

訪問対象となる方

40歳以上で自宅で生活されている認知症の方や認知症 が疑われる方で、次の①から③のいずれかに該当する方 ①認知症の診断を受けていない方、 または治療を中断し ている方

- ②介護保険サービスを利用していない方
- ③なんらかのサービスは利用しているが、 症状が強く、どのように対応したらよいか困っている方
- ※相談は、お近くの地域包括支援セン

-2582

277 -1134**☎**53-1014

間秩父地域包括支援センタ 吉田地域包括支援センター

大滝・荒川地域包括支援センター

とがないこと 了支援給付金の支給を受けたこ

支給額 療法士、 祉士、保育士、理学療法士、作業 対象となる資格 美容師、製菓衛生士等 看護師、 介護福

課税世帯 ○修了支援給付金 月額70, 修了支援給付金を支給します。 金を支給します。また、卒業後に

次の条件を全て満たす方

非課税世帯

月額10万円

○訓練促進給付金

必要がある場合に、

訓練促進給付

得するため、養成機関で修業する

就職の際に有利となる資格を取

高等職業訓練促進給付金

前にご相談ください。

非課税世帯 5 O, O O O 円

課税世帯 ※申請の際は、事前相談が必要に は、直接お問い合わせください。 なります。詳しい内容について 2 5_, 000円

過社会福祉課☎25-5204